

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

栃木県米粉生産活性化計画

計画主体名	計画期間
とちぎけん 栃木県	H21～H25年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
農政部 生産振興課	028-623-2326	028-623-2335	seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出																																													
5 地域産物(米粉用米)の販売量の増加	(1997.52%) 3,854.61%	(5,915) 計画期間内の地域産の農林水産物(米粉用米)の販売量11,152トン (目標) ÷ 計画期間前の農林水産物(米粉用米)の販売量282トン(現状) × 100 - 100																																													
事業活用活性化計画目標の設定根拠																																															
<p>計画期間前H16～20年度の農林水産物の販売量(現況) 282t 計画期間内H21～25年度の農林水産物の販売量(目標) (5,915) 11,152 t</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売量</th> <th>日の本穀粉(株)</th> <th>(株)波里</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成16年度</td><td>18 t</td><td>23 t</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>22 t</td><td>29 t</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>27 t</td><td>27 t</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>34 t</td><td>28 t</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>50 t</td><td>24 t</td></tr> <tr><td>計画期間前合計</td><td>151 t</td><td>131 t</td></tr> <tr><td>県計</td><td colspan="2">282t</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>130 t</td><td>650 t</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>222 t</td><td>690 t</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>(356 t) 800 t</td><td>(770 t) 1,200 t</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>(500 t) 1,400 t</td><td>(910 t) 1,600 t</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>(667 t) 2,000 t</td><td>(1,020 t) 2,460 t</td></tr> <tr><td>計画期間内合計</td><td>(1,875 t) 4,552 t</td><td>(4,040 t) 6,600 t</td></tr> <tr><td>県計</td><td colspan="2">(5,915t) 11,152t</td></tr> </tbody> </table>	販売量	日の本穀粉(株)	(株)波里	平成16年度	18 t	23 t	平成17年度	22 t	29 t	平成18年度	27 t	27 t	平成19年度	34 t	28 t	平成20年度	50 t	24 t	計画期間前合計	151 t	131 t	県計	282t		平成21年度	130 t	650 t	平成22年度	222 t	690 t	平成23年度	(356 t) 800 t	(770 t) 1,200 t	平成24年度	(500 t) 1,400 t	(910 t) 1,600 t	平成25年度	(667 t) 2,000 t	(1,020 t) 2,460 t	計画期間内合計	(1,875 t) 4,552 t	(4,040 t) 6,600 t	県計	(5,915t) 11,152t			<p>米粉の原料となる米粉用米の販売量(集出荷数量)で算出した。</p> <p>※ 目標販売量については、生産製造連携事業計画に基づいて生産された米粉用米の集出荷量を用いることとする。</p> <p>※※米粉用米の集出荷数量に対する米粉製造数量の算定 米粉生産数量 = 米粉用米集荷量 × 精米歩留まり(90%) × 製粉製品歩留まり(90%)</p>
販売量	日の本穀粉(株)	(株)波里																																													
平成16年度	18 t	23 t																																													
平成17年度	22 t	29 t																																													
平成18年度	27 t	27 t																																													
平成19年度	34 t	28 t																																													
平成20年度	50 t	24 t																																													
計画期間前合計	151 t	131 t																																													
県計	282t																																														
平成21年度	130 t	650 t																																													
平成22年度	222 t	690 t																																													
平成23年度	(356 t) 800 t	(770 t) 1,200 t																																													
平成24年度	(500 t) 1,400 t	(910 t) 1,600 t																																													
平成25年度	(667 t) 2,000 t	(1,020 t) 2,460 t																																													
計画期間内合計	(1,875 t) 4,552 t	(4,040 t) 6,600 t																																													
県計	(5,915t) 11,152t																																														

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農林水産物処理加工施設	栃木県全域	米粉処理加工施設	米粉処理加工設備(処理能力・玄米:667t/年、290kg/時間)	平成21年度	日の本穀粉株式会社	221,800 (税抜き)	110,900	1/2	110,900	当該施設を整備し、米粉用米の作付拡大を推進することで、地域農産物の販売量(米粉用米)が増加し、米粉用米の需要に応じた生産が可能となる。このことにより、生産者の意欲向上や地域の農業振興が図れ、新しい人材が参入できるような魅力ある地域づくりができ、活性化計画の目標である新規就農者の増加を図ることができる。
			気流粉碎機(223kg/hr) 1式 スタンプミル(67kg/hr) 1式 計量器付きサイロ(1500L) 1基 洗米システム 3式 乾燥機 1式 ミキサー(750kg) 1台 半製品タンク(1.5t) 2式 副原料投入機1台 動力制御盤 1式							
農林水産物処理加工施設	栃木県全域	米粉処理加工施設等	米粉処理加工施設(処理能力・玄米:1,020t/年、1t/時間) 排水設備 等	平成21年度	株式会社波里	367,864 (税抜き)	183,932	1/2	183,932	
			気流粉碎機(500kg/hr,500t/年) 1式 ロールミル粉碎設備(500kg/hr、520t/年) 1式 自動洗米設備1式 粒度測定装置 1式 排水処理設備(100t/日) 1式 ホイラー設備(2t/hr) 1式 精米設備 1式							
農林水産物集出荷貯蔵施設	栃木県全域	低温倉庫	低温倉庫(972㎡) 1棟 受電設備 一式	平成21年度	株式会社波里	92,500 (税抜き)	46,250	1/2	46,250	
合 計						682,164	341,082		341,082	

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農林水産物処理加工施設	栃木県全域	米粉処理加工施設	米粉処理設備増設(処理能力・玄米:1,465t/年、992kg/時間)	平成23年度	日の本穀粉株式会社	243,000 (税抜き)	121,500	1/2	121,500	
			吸引圧送装置 1式 タンク(2.8t) 8台 計量器付きミキサー(1t用) 1台 シフター 1台 ストックタンク(1t) 1台 袋包装設備 1式 システム制御盤 1式 建造物用途変更工事(包装充填室) 1式							
農林水産物処理加工施設	栃木県全域	米粉処理加工施設	米粉処理加工施設(処理能力向上・玄米:1,020t/年⇒2,460t/年、1t/時間) 建屋増築 等	平成23年度	株式会社波里	399,693 (税抜き)	199,846	1/2	199,846	
			精米設備 1式 貯蔵混合調製設備(2t/hr) 1式 包装充填設備(900t/hr) 1式 包装充填施設(240㎡) 1式 建造物用途変更工事(品質管理室) 品質管理設備(損傷澱粉測定装置) 1式							
			貯留施設850㎡) 1棟	平成24年度	株式会社波里	102,500 (税抜き)	51,250	1/2	51,250	
合 計						745,193	372,596		372,596	

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- ・事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・実施期間は、原則として3年以内とすること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	<p>定住人口の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の確保(ポイント)＝(計画期間内の転出入割合(%) (目標)－計画期間前※注3の転出入割合(%) (現状))</p> <p>注1 転出入割合＝転入人口÷転出人口×100(四捨五入により小数点第2位まで求める。また、転出人口が「0」の場合は「1」として計算する。)</p> <p>注2 転出入は計画区域の転出入人口</p> <p>注3 計画期間と同じ年数とする。</p>
2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加(%)＝(計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前の※注3計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100－100</p> <p>注:1 計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。</p> <p>注2 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注3 計画期間と同じ年数とする。</p>
3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(%)＝(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標)÷計画期間前※注2の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状)×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>注3 計画期間前の滞在者数及び宿泊者数が「0」の場合は「1」として計算する。</p>
4	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標)÷計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状)×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p>
5	<p>地域産物の販売量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標)÷計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状)×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>注2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>注3 地域産の農林水産物の販売量について、その種類が多様であることから合計の増加率を設定することが適当でない場合は本交付金の活用により販売量の増加が見込まれる代表の農林水産物の販売量について記入すること。</p>
6	<p>定住等の促進に資する遊休農地の解消</p> <p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha)＝計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)</p>
7	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消面積(ha)＝計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)</p>
8	<p>定住等の促進に資する担い手への農地利用集積</p> <p>設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) ＝(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(目標)×100 －(事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(現状)×100</p> <p>注1 担い手とは、大臣官房長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体とする。</p> <p>注2 担い手への農地利用集積率は、対象事業の受益面積(ha)に占める担い手の経営等農用地(所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。)面積(ha)の割合とする。(四捨五入により小数点第2位まで求める)</p>
9	<p>定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha)＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)</p>

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
10	<p>定住等の促進に資する基盤整備の円滑化</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業又は交換分合の着手までの年数(年)</p>
11	<p>定住等の促進に資する農用地の集団化</p> <p>設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。ただし、農地が集団化される場合に代えて大臣官房長が別の場合を定める場合には、その割合を目標とし、大臣官房長が別に定めるところにより求めることとする。</p> <p>計画区域における農地の集団化率(%) = (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 計画期間終了時の団地数) ÷ (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 地区内の耕作者数) × 100</p> <p>注:四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>
12	<p>地域における情報受発信量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における世帯数当たりのインターネット情報受発信量の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における情報受発信量の増加(B(バイト)) = 計画期間終了時の事業実施地区における1世帯1ヶ月当たりの情報受発信量(B(バイト))(目標) - 計画作成時の事業実施地区における1世帯1ヶ月当たりの情報受発信量(B(バイト))(現状)</p>
13	<p>農山漁村景観を活かした取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) = 計画期間内の活動数(回) - 計画期間前※1の活動数(回)</p> <p>注:1 計画期間と同じ年数とする。 2 農山漁村景観に関する活動とは、交付対象事業により整備した施設等の保全・維持管理等に関する活動、農山漁村景観の維持・保全に資する活動及び農山漁村景観の利活用等を行う活動をいう。</p>
14	<p>自然環境の保全・再生に向けた取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回) = 計画期間内の取組数(目標) - 計画期間前※1の取組数</p> <p>注:1 計画期間と同じ年数とする。 2 環境創造に資する取組とは、ビオトープの管理活動等の自然環境の保全・再生を目的とした地域住民等による活動をいう。</p>
15	<p>定住者又は来訪者の安全確保</p> <p>設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における一時避難場所面積増加率(%) = 計画期間終了時の一時避難広場面積(m²)(目標) ÷ 計画作成時の一時避難広場面積(m²)(現在) × 100 - 100</p> <p>注:四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>

注 現状の数値は直近の数値とし、前年度実績等により記入することとする。

Ⅲ 優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

2 生産製造連携事業計画優先枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
2 生産製造連携事業計画優先枠	農林水産物処理加工施設	栃木県全域	<p>(667) (290)</p> <p>【日の本穀粉】米粉処理加工施設(処理能力:2,000t/年、1,214kg/時間) ・H21整備製粉ライン(処理能力:535t/年、222kg/時間) ・H23増設製粉ライン(処理能力:1,465t/年、992kg/時間) (H23増設ラインには、H21整備スタンプミル(処理能力:130t/年、67kg/時間)含まれる。)</p> <p>【波里】米粉処理加工施設、建屋等</p> <p>(1,020) (1)</p> <p>米粉処理加工施設(処理能力:2,460t/年、1t/時間) (1) 貯留施設 2棟 972㎡、850㎡、受電設備一式</p>

3 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
3 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠		

4 農林漁業再チャレンジ支援対策

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
4 農林漁業再チャレンジ支援対策			

5 農山漁村地域再生対策

優先事項	交付対象事業と併せて実施される関連事業		関連施策と交付対象事業との関連性及び併せ行うことにより期待される効果
	施策の名称	所管省庁	
5 農山漁村地域再生対策			

【記入要領】

- ①必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ②優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、生産製造連携事業計画優先枠及び再生可能エネルギー供給施設整備優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業、要件類別番号32又は要件類別番号33を満たすものがその対象となる。
- ③輸出促進緊急条件整備事業優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、以下の優先枠指標を記入すること。
(輸出促進緊急条件整備事業優先枠)
輸出量の増加率(%)=優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(t)(目標)÷現在の年間輸出量(t)×100-100
- ④生産製造連携事業計画優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号32に係る部分の事業内容について記載すること。
- ⑤再生可能エネルギー供給施設整備優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号33に係る部分の事業内容について記載すること。
- ⑥事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- ⑦地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑧事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。
- ⑨農林漁業再チャレンジ支援対策とは、実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、38の2、43、45、又は45の2であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
- ⑩農林漁業再チャレンジ対策の記載については、⑤～⑦を準用すること。
- ⑪農山漁村地域再生対策とは、交付対象事業のうち、関連施策との連携、協力により、効果の高い地域活性化の取組を行うものがその対象となる。
- ⑫関連施策と交付対象事業との関連性及び併せ行うことにより期待される効果は交付対象事業と関連事業を併せ行うことにより、目標を達成する上で期待される効果について具体的に記載すること。

